

## 台湾におけるアーカイブズの過去と現在 —日本植民地時代（1895～1945年）の歴史記録を事例に—

陳 怡菁

1895年に日清戦争が終わり、下関条約によって台湾は日本の植民地となった。半世紀が続いた日本植民地時代の台湾には、インフラの整備が積極的に行われ、「外からの近代化」がなされたといえる一方、台湾の住民は名義上「日本人」して位置付けられながら、あらゆる側面で差別を受けてきた。こうした日本植民地時代において、台湾では当地での最高行政機関であった台湾総督府によって日本内地と同等な記録管理システムがつくられ、大量の記録が作成され蓄積された。

1945年に太平洋戦争が終わると、「カイロ宣言」によって、台湾は光復し中華民国のひとつとなった。同年に設置された台湾省行政長官公署は日本から台湾を正式に譲り受けてから、抜本的な社会的再建に着手した。この政策の一環で、日本関連の公文書の流通は禁じられ、「去日本化」の方針が宣言されたが、その結果、1945年以前に台湾に暮らしていた「本省人」と新たに大陸から移住してきた「外省人」の間には社会的な分裂が起きた。この状況の中で「二二八事件」が勃発し、国民党政権は「戒嚴令」を發布した。こうして、台湾は言論、出版自由などが厳しく制限されたいわゆる「白色テロの時代」に入った。

光復直後、台湾総督府の下で蓄積された諸記録は日本財産の一部として中華民国政府に引き渡された。1947年、こうした「植民地時代の遺産」は台湾総督府文書課から台湾省行政長官公署文書課檔案室に移動された。この後、これらは台湾史の編纂のため、台湾文献委員会に手渡されることとなったものの、歴史編纂事業で使われることもなく、一般利用者には公開されることもなく、適切に保存されないままに置き去りにされていた。

1980年代に入ってから中国との関係が緩和され、1987年に遂に「戒嚴令」が解除された。これは新しい民主化時代への道を切り開いたが、こうしたなか、「台湾意識」が強まり、台湾史への社会的な関心が高まったと同時に、「二二八事件」などにみられる「移行期の正義」が疑問視され始めた。これを受けて、歴史記録（檔案）を公開する声は上がり、檔案に対する一般市民の関心も高まった。この結果、1999年に檔案法が公布され、新しい檔案管理の中央機関として檔案管理局が創設された。1995年、台湾文献館と日本の学者は共同で台湾総督府関連記録の目録を出版した後、この記録群の中国語への翻訳及びデジタル化が進み、2002年に同記録群のデジタル版は一般利用に提供された。2000年以降、日本植民地時代関連の個人文書も相次いで整理・記述され、公開された。

以上のように、民主化時代の台湾において、「台湾史」は次第に「中華民国史」より重要視されはじめ、日本植民地時代の歴史記録は構築されつつある「台湾人」のアイデンティティに少なからぬ影響を及ぼすようになった。日本植民地時代の諸記録は台湾史の資料であると同時に、日本近代史の貴重な資料でもあるので、今後も注目され続けるであろう。

（指導教員 パールィシェフ・エドワルド）